法務局からのお知らせとお願い

山口地方法務局では、令和8年度及び令和9年度の事業として、山口市白石地区（別図のとおり）において、新たに不動産登記法第14条第1項に定める地図を作成します。

1　作業期間　**令和8年11月から令和10年2月末まで**

2　皆様方へのお願い

★　**令和8年11月から、現地の調査**などのために、皆様方の**所有地へ立ち入る**ことがありますのでご協力をお願いします。
（地図作成事業受託事業者：公益社団法人山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）

★　**令和9年1月下旬頃に土地所有者様への個別相談会を予約制で実施する予定**としていますので、別途送付する文書をご確認ください。

★　**土地所有者の方は、境界の調査に立ち会い**をお願いします。立ち会っていただく日時（**令和9年5～11月頃の予定**）は、事前にお知らせします。

★　**境界杭や境界標識など**は、測量の基礎となるものですから**抜いたり、動かしたりしないで**ください。

山口県内の地図（公図）は、元々は明治時代に作成されており、法務局に備え付けられている当該地域の地図も、この当時に作成されているものなので、地図と現地が合致していない状態が生じています。

そこで、法務局では、皆様方が安心して不動産取引などを行うことができるよう、不動産登記法に基づき、土地の一筆ごとの境界を確認した上で、正確な測量を行い、現地と一致する精度の高い地図を作成します。法務局が行う地図作成作業の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

【作業に関するお問合せ先】

◎山口地方法務局不動産登記部門　地図整備・筆界特定室
担当：吉野、岡本
〒753－8577　山口市中河原町6番16号
電話　083－922－2295(平日9:00～17:00)
（番号案内3を押し、次に6を押すと担当部門へつながります。）